

注意!

架空請求にご用心!

(福岡県警察ホームページ参照)

アダルトサイト未納料金請求、借金返済要求等...
こんなハガキ等が来たことはありませんか?

最後通知と称し、債権回収業などと名乗る業者からハガキやメールで請求書が届く(連絡先は携帯電話番号が多い)

対処方法

利用していない場合

基本原則は無視すること

ハガキや封書については何もせず無視し、電話による請求についても「利用していないので払う気はない」と相手方にはっきり伝えた後は着信拒否等して構いません。

相手の連絡先に電話をしない

ハガキや封書に記載されている連絡先に電話しないでください。電話番号等個人情報を教えることになりません。

個人情報には教えない

住所・氏名・勤務先・電話番号等の個人情報は聞かれても教えないでください。

ハガキ等にあるような、法的手続きをとる、給与の差押えを行う、金融機関との取引をストップさせる等のことは、違法業者にはできません。何度か同様の請求があると思われるが、無視しておけばそれ以上の被害が遭ったという事例は今のところありません。

利用したかもしれないという場合

請求者が本当の権利者であるか注意する

「債権を譲渡された」「料金回収を依頼された」というものについては、殆ど架空請求です。

まず利用したサイト業者や金融業者から債権を譲渡した旨の通知が事前になされていなければなりませんが、突然回収業者からハガキ等で届くのが殆どです。

また、**サイト利用料はサービサー法に定める特定金銭債権に該当しないので、債権管理回収業者は回収できません。このようなものについては無視して構いません。**

利用明細など請求の根拠を要求する

電話による請求であっても、上記のことを確かめその後利用明細を要求してください。請求する以上、相手にその根拠となるものを示すことは請求者の義務です。拒否したり誤魔化したりする業者については請求に応じる必要はありません。(未納金 円では明細とは言えません。)

なお、利用明細を送付させる場合でも住所等個人情報は教えないで下さい。契約しているなら当然知っているはずです。

その他

単にアクセスしただけで契約は成立しない

サイトにアクセスしたり、ツーショットダイヤルに電話をかけただけで契約が成立することはありません。契約成立の為には事前に何らかの手続(利用申込等)が行われている必要があるはずで

相談

上記のような処置を講じてもしつこく電話が架かり生活に支障がある、また料金を振り込んでしまった等の場合は最寄の警察署にご相談下さい。また、ハガキの業者が来た時には110番通報を!

